

るよう援助する。

(2)

保護者との連携

○ ④ 保護者に對しては、次のことが
必要である。

文部省の本邦に於ける
る指導と援助

② 家庭における指導のあり方に 関する指導と援助

③ 障害についての知識、情報に 關する援助

④ 医療や福祉等の情報の提供

通常の学級の友達の理解

② 亂世の理解
特別の指導を受けていること

(3) 友達の保護者の理解

④ 他の学級の児童生徒の理解

⑤ 学校体制としての理解
また、連携を密にするためにも定

的に在籍学級を訪問し、対象児の子を参観へ、担任や在籍学校の先

方と話し合うことや通級による指

場面を参観してもいいこと等が大である。さらに、日常的に連絡帳

や電話での連絡も欠かせないものである。そのための担当者同士の円滑な連携を支える学校間の協力体制の必要性は言うまでもない。

8 校内での位置づけ

幼児の教育相談、保護者の面接相

⑤ 障害の改善、克服という特別の

⑥ 個別指導の専門家として生徒指導や教育相談部に属し、学校全体の教育相談活動の充実に努める。

⑦ 校内就学指導委員会の充実推進に努める。

⑧ 学校経営の重点事項の一つに「通級による指導の充実」を明確に位置づけ、通級指導教室の運営がしやすいものにする。

⑨ 校内研修会で授業の公開や職員会議等で啓発用資料を配布し、理解に努める。

⑩ 校務分掌、教育課程の実施が教室の経営に大きくかかわっているので、校務運営委員会に入り、学校運営に参画する。

⑪ 他校からの通級児童生徒が多い場合は、放課後に指導時間をとるために、校内の会議等に出席する時間も、他校からの通級児童生徒が多い場合、放課後に指導時間をとるために、校内の会議等に出席する時間を確保するのが難しくなってくる。

通級による指導を行う場合には、各学校において校長が中心となり、教員の理解を深めると同時に、担当教員の校務分掌の面においても適切な配慮がなされなければならない。

具体的には、次のことが考えられる。

	月			火			水			木			金			土		
クラス	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
1 8:15 9:00	研修打合			Y	N					N						定期観察		
				F	S					S								
2 9:00 9:55				Y						S						随時指導		
				F						K								
3 10:25 11:10	S			M	Y	S				-M		T		N		教育相談		
	K			K	W	K				T	M		S					
4 11:20 12:05	Y	N	Y	M	K	T		K			Y		k					
	Y	S	W	Y	M	M		M			W		s					
5 12:25 13:10	給 食 • 休 憩																	
	清 掃																	
6 13:35 14:20	N	K	Y		J	S	Y	Y	T		Y	M	K	K				
	F	S	S		O	S	S	W	T		N	Y	N	N				
7 14:30 15:15	S	K	Y	K	Y	J	S	K	H	T	k	Y		K	K			
	W	S	S	H	K	O	S	I	M	T	s	N		N	N			
7 15:25 16:10	S	職 打 合	M	S	S	Y	S	S	Y	T	S	T		職員会		K		
	W	K	W	K	Y	S	S	S	T	K	W					S		

III 通級による指導の実際

〔平成六年度の日課表〕

一日の指導時間を午前と午後に分

2 日 課 表

三名の教員が担当している、 次のような一週間の日課表を作成 し、指導の効果をあげるよう工夫し ながら運営している。

「ことばの教室」の実態
ことばの教室での指導対象児童
は、三十三名で、その内自校通級が
十二名、他校通級が二十一名である。